

令和8年度特別支援学校給食費補助事業のお知らせ

練馬区では、県立、国立、私立特別支援学校に通われているお子様の保護者の方の経済的負担を軽減するため、学校給食費相当の補助金を支給します。補助金の支給を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、練馬区教育委員会事務局保健給食課にご申請ください（希望しない方は手続不要です。）。

記

【対象】

下記(1)～(2)の**すべて**に当てはまる保護者の方

- (1) 練馬区内に在住していること
- (2) 県立、国立、私立いずれかの特別支援学校に在籍していること（区内外を問わず）

※ 対象世帯の所得制限なし

⇒東京都就学奨励事業により給食費を受給する方は、本事業では支給対象外となります。

【例】東京都就学奨励事業：「区分Ⅰ」、「施設」等は、支給対象外

「区分Ⅱ」は、給食費相当の残り半分を支給

「区分Ⅲ」は、給食費の支給対象外のため、本補助事業で給食費相当の全額を支給

※ 令和8年度中に一部期間で上記対象に該当していた方もご申請いただけます。

※ ご家庭から弁当を持参いただいている方も対象です。

【支給方法】

下記の補助上限額まで、上記条件に該当している間の令和8年度分の給食費保護者負担相当額を、年間2回に分けて半額ずつ指定の口座へ支給いたします。

支払い時期は、前期分を令和8年12月～令和9年1月、後期分を令和9年4月～5月を予定しております。

区 分	補助上限額(年間)
小学校低学年相当	66,900 円
中学年相当	71,500 円
高学年相当	77,400 円
中学校相当	87,800 円

※ ご家庭から弁当を持参している場合は、以下の金額を支給いたします。

区 分	補助額(年間)
小学校低学年相当	350 円×弁当持参回数
中学年相当	374 円×弁当持参回数
高学年相当	405 円×弁当持参回数
中学校相当	467 円×弁当持参回数

※ 補助金の支給決定後に、練馬区から転出される等、支給要件に該当しなくなった場合は、申請金額の変更の必要があります。

【申請受付期間】

令和8年11月30日（月）まで

【申請方法】

受給を希望される方は、以下の方法で申請してください。

下記の書類を練馬区教育委員会事務局保健給食課に郵送またはご持参ください。

【提出書類】

《必須》

- ① 令和8年度特別支援学校における学校給食費等軽減補助金

申請書兼口座振込依頼書（区の様式がございます。）

※ 区ホームページに電子データを掲載しています。

※ 給食の場合とご家庭から弁当を持参している場合で様式が異なります。

給食と弁当とで両方該当している場合は、2種類の様式への記載が必要になります。

- ② 令和8年度東京都就学奨励事業支弁区分決定通知書のコピー

- ③ 振込先口座の通帳等のコピー

- ④ 申請者本人確認書類（個人番号カード表面、運転免許証、旅券等）のコピー

《該当者のみ》

- ⑤ 今年度、他の補助金等により給食費を受給している方

：その他の補助金の支給/免除内容が確認できる書類（支給決定通知書等）のコピー

【提出方法】

- ① 郵送（令和8年11月30日消印有効）

- ② 保健給食課窓口（練馬区役所本庁舎11階）にご持参

【留意事項】

- (1) 東京都就学奨励事業などにより、今年度すでに給食費全額の補助を受けることが決まっている方は、支給対象外となります。

- (2) 東京都の実施する「令和8年度就学奨励事業」の支弁区分決定通知書は、必ずご提出ください。添付がされていないと、判定ができず、支給ができません。

問合せ・申請書送付先

練馬区教育委員会事務局 保健給食課学校給食係

〒176-8501

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎11階

電話番号 03-5984-5736（直通）

受付時間 8：30～17：00（土日祝を除く。）